

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年3月7日(火)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
18番	川嶋久治

5. 会議録署名委員            5 番 上 田 隆 健  
   6 番 中 村 日 出 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第 1 号	久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 2 号	2 アール未満の農業用施設建築（設置）変更届出について（農業用施設変更）

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。それではこれから、令和5年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないご配慮をお願いいたします。

なお、本日は山口委員と川嶋委員から欠席届をいただいておりますので、ご報告をいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる2月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

1番 村田委員

8番 内田裕夫職務代理者

11番 南委員

17番 内田孝司委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定  
について（利用権設定） 8件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届  
出について（4条届出） 1件

報告第2号 2アール未満の農業用施設建築（設置）変更届出  
について（農業用施設変更） 1件

以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。

(会長) 5番の上田隆健委員、6番の中村委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして、進めてまいります。議案第1号、久御山町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針制定についてを議題といたします。まず事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号について、議案書1ページから6ページ、また机の上に置かせていただきました資料Aをご覧ください。

(議案第1号の説明)

会長よろしくお願ひします。

(会長) それでは、ただ今、事務局から第1号議案の説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。はい、●●委員。

(●●委員) これ今日、決定されたらホームページには載るんですよね。

(事務局) そうですね。

(●●委員) その時にね、この通達、通知とか、そのへんの引用してる部分ありますね。その部分ね、できたら参考資料として、この内容をこれの次につけていただいたら非常にわかりやすいと思いますので、できたらまたお願いします。

(事務局) はい。

(会長) ●●委員、よろしいですか。そのほか、何かご意見等ございましたら頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。そのほか特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。この案件につきましては農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員すべての委員さんに挙手をお願いいたします。議案第1号のとおり指針を制定することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可として第1号議案のとおり指針を制定することといたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第2号受付番号9の案件と受付番号10の案件につきましては、●●委員に関する案件でもございますので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後1時40分 退席)

(会長)

それではまず、議案第2号受付番号9と受付番号10の案件につきましては、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をいたします。まず、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

(●委員)

議案第2号受付番号9と受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号9と受付番号10の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号9について、議案書7ページをご覧ください。

(事務局)

続きまして、議案第2号受付番号10について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページ及び2ページをご覧ください。なお、今回は●●委員が現地調査員に当たっておられますが、この案件については●●委員以外の3名で調査を行っていただきました。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号9と受付番号10、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号9と受付番号10について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時42分 入室)

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号11から受付番号16の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号11から受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号11の案件について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号11について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号11、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第2号受付番号11につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号12の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号12について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。借り手の方は、●●●●●の従業員の方で、自身も農地を借りて今後、経営面積を広げていく予定とうかがっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号12につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号13と受付番号14の案件は、借り手の方が同じですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号13について、議案書14ページ上段をご覧ください。

次に、議案第2号受付番号14について、議案書14ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号13ならびに受付番号14について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号13と受付番号14について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは次に、議案第2号受付番号15の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号15について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号15につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号15について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第2号受付番号16の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号16について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書19ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号16、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号16について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議の案件につきましては、これですべて終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第1号受付番号3、農地法第4条第1項第8号の規定による転用の届出について、事務局から報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

本件については、令和5年1月26日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告が事務局からございました。これについて何かご質問等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見とかご質問もないようですので、続きまして報告第2号受付番号1、2アール未満の農業用施設建築変更届出についての報告に移ります。

これから報告していただく報告第2号受付番号1につきましては、●●委員に関する案件ですので、退席のほうをお願いいたします。

(●●委員 午後1時50分 退席)

(会長) それでは、報告第2号受付番号1につきまして、事務局から報告願います。

(事務局) それでは、報告第2号受付番号1について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件につきましては、令和3年11月23日に会長専決し、令和4年1月の総会で報告いたしました農業用施設建築の届出について、施設を建築する面積に変更があったため、変更届を提出されました。なお、施設建築のために分筆がなされたので、地番も変更となっております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件については地元委員に関する案件ですので、会長と職務代理者に現地調査等をしていただき、令和5年2月7日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、報告第2号受付番号1の報告が事務局からございましたが、何かご質問等はございますか。

よろしいですか。特にご質問もないようですので、村田委員に入室をお願いいたします。

(●●委員 午後1時52分 入室)

(会長) これで、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時52分 終了 —————